

不動産を公売します

志布志市では、滞納処分の一環として不動産を公売し、市税に充てています。

見積価額: **250,000円**



令和元年11月26日(火) 午前9時30分受付開始
(午前10時入札開始)
有明地区公民館 大会議室

売却区分番号	公売財産の名称、性質及び所在並びに公売財産上の賃借権等の権利の内容	見積価額(円)	公売保証金(円)
1-7	(土地) 所在 志布志市有明町伊崎田字渡ヶ迫 地番 3512番1 地目 畑 地積 2,374㎡	250,000	—

農地法の許可が必要(買受適格証明書が必須です。)

※志布志市農業委員会に令和元年10月31日(木)までに申請する必要があります。
市外の方は、申請する際に、お住まいの市町村の農業委員会が発行する「耕作証明書」を取得いただき、志布志市農業委員会に申請する 必要があります。

接面道路あり

坪単価349円～※

※入札方式による売却ですので、金額を保証するものではありません。

志布志市 税務課 滞納整理係

公売に関する注意事項

※必ずお読みください

公 売 の 日 時	公 売 開 始 の 日 時	令和元年11月26日 10時から		
	公 売 締 切 り の 日 時	令和元年11月26日 10時10分まで		
公 売 の 場 所	志布志市有明町野井倉1756番地 有明地区公民館 大会議室			
公 売 の 方 法	入札(売却区分ごとに売却する。)			
開 札 の 日 時	令和元年11月26日 10時11分			
開 札 の 場 所	志布志市有明町野井倉1756番地 有明地区公民館 大会議室			
売 却 決 定 の 日 時	令和元年12月3日 10時			
売 却 決 定 の 場 所	志布志市役所 税務課			
買 受 代 金 納 付 の 期 限	令和元年12月3日 16時			
買 受 代 金 納 付 の 場 所	志布志市役所 税務課			
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条第1項に抵触しない者			
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。			
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売保証金及び買受代金の納付は、現金又は小切手(銀行等の振出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの)とする。 2 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札を実施することがある。 3 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。 4 買受人が買受代金を納付する時までに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき理由があるときは、売却決定を取り消すこととする。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金は返却しないものとする。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納した時とする。したがって、所有権取得後の毀損、焼失等による損害は、買受人の負担とする。 7 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担とする。 8 次順位買受申込者制度を適用する。 9 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価格」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高である者に対して行う。 10 公売財産は現状渡しとし、地積は公簿上のものとする。 11 買受人は、買受代金を納付するほか、速やかに登録免許税に相当する印紙又は現金納付に係る領収証書を提出し、権利移転の手続をするよう請求すること。 12 公売財産の所有権の移転につき、農地法(昭和27年法律第229号)その他法令の規定により関係官庁等の許可、承認等を必要とすることがある。 			
公売保証金及び見積価額	売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在並びに公有財産上の賃借権等の権利の内容	見積価額(円)	公売保証金(円)
	1-7	(土地) 所在 志布志市有明町伊崎田字渡ヶ迫 地番 3512番1 地目 畑 地積 2,374㎡	250,000	—

※市税に滞納のある方は、入札に参加できません

お問合せ 志布志市税務課滞納整理係 TEL:099-474-1111(内線152・153・158)

不動産の位置



所在地図



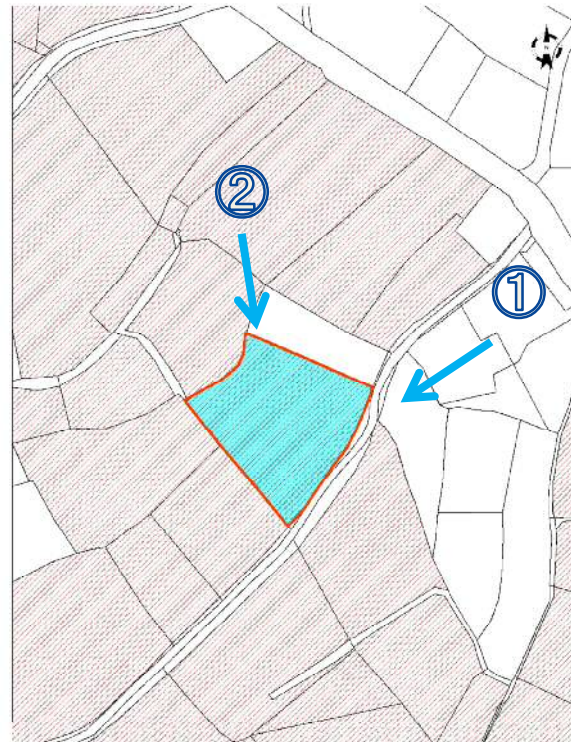
物件写真



① 北東側から



② 北側から



※この地図は地籍図を元に作成しておりますので、実際の境界・登記情報と異なる場合があります。正確な情報が必要な場合は、法務局で御確認ください。

入札時の携行品

- 印鑑(認印可、シャチハタ不可) ○ 身分証明書(運転免許証等) ○ 買受適格証明書 ○ 公売保証金
- ※ 代理人による入札の場合、委任状及び代理人の印鑑・身分証明書

入札の参加方法

①入札される前に

- ・あらかじめ公売財産について、現地や帳簿等を十分確認してください。
- ・公売財産が農地の場合は、農業委員会が発行する「買受適格証明書」を事前に取得し、入札時に持参してください。
- ・入札当日は、身分証明書、印鑑、代理人による入札の場合は、委任状を持参ください。
- ・公売保証金が必要な財産に入札する場合は、公売保証金を持参ください。

②入札

- ・入札開始時刻までに受付を済ませ、公売保証金が必要な場合は納めます。
- ・所定の入札書により入札します。

③開札

- ・立会者による立会いの下、入札者の前で開札します。
- ・入札価額により、最高価申込者(一番高い額で入札された方)とそれに次ぐ次順位買受申込者を決定します。
- ・最高価申込者等にならなかった入札者には、公売保証金をお返します。

④売却決定と買受代金の納付

- ・公売公告に示した日時に、最高価申込者に対し売却決定を行います。
- ・売却決定を受けた最高価申込者は、公売公告に示した納期限までに買受代金を納めてください。
- ・売却決定の取消し等があった場合は、次順位買受申込者に売却決定を行います。

⑤所有権移転

- ・買受代金を納付した時点で、その物件の所有権等の権利は、買受人に移転します。ただし、公売物件が農地の場合は、農業委員会の許可等を受けた時点となります。
- ・志布志市は、買受代金の納付を確認後、速やかに権利移転の手続(所有権移転登記等の嘱託)を行います。権利移転に伴う登録免許税は、買受人の負担となります。